

○国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成16年10月27日 平成16年10月28日
平成17年2月23日 平成17年4月1日
平成17年11月16日 平成18年2月22日
平成18年3月22日 平成19年3月22日
平成19年3月27日 平成19年7月2日
平成20年1月28日 平成20年3月3日
平成20年4月1日 平成21年2月2日
平成21年3月26日 平成21年6月23日
平成21年12月7日 平成22年3月26日
平成22年6月23日 平成22年11月24日
平成23年3月28日 平成23年6月21日
平成24年3月27日 平成24年5月22日
平成25年2月27日 平成25年11月1日
平成26年1月28日 平成26年3月26日
平成26年7月29日 平成26年12月24日
平成27年3月25日 平成28年2月19日
平成28年4月25日 平成28年12月16日
平成29年12月22日 平成30年3月30日
平成30年10月26日 平成30年12月21日
平成31年3月29日 令和元年11月29日
令和元年12月20日 令和2年1月31日
令和2年11月30日 令和3年3月26日
令和4年3月29日 令和4年12月23日
令和5年6月30日 令和6年1月30日
令和6年3月29日

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 給与

第1節 基本給（第6条－第15条）

第2節 諸手当（第16条－第32条）

第3節 賞与（第33条－第38条）

第3章 給与の特例（第39条－第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に、この規程に定められていない事項のあるとき、若しくはこの規程と異なる定めのあるときは、労基法その他法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この規程は、職員就業規則第3条に規定する職員（以下「職員」という。）に適用する。ただし、非常勤職員及び職員就業規則第9条に規定する任期付職員については、別に定める。

（給与の支払）

第4条 この規程に基づく給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払いの際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労基法第24条第1項後段に規定する労使協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があつた場合において、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

3 いかなる給与も、学長が定めた諸規程に基づかずに職員に対して支給しない。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

5 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給されない。

（給与の区分）

第5条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とし、次の各号に掲げる区分によ

り支給する。

- (1) 基本給 俸給、俸給の調整額及び教職調整額
- (2) 諸手当 俸給の特別調整額、組織業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試業務手当、学長補佐手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、附属幼稚園等特別手当、超過勤務手当、夜勤手当、日直手当及び管理職員特別勤務手当
- (3) 賞与 期末手当及び勤勉手当

第2章 給与

第1節 基本給

(俸給の決定)

第6条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮し、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表 (一) (別表第1)
- (2) 一般職俸給表 (二) (別表第2)
- (3) 教育職俸給表 (一) (別表第3)
- (4) 教育職俸給表 (二) (別表第4)
- (5) 教育職俸給表 (三) (別表第5)
- (6) 医療職俸給表 (一) (別表第6)
- (7) 医療職俸給表 (二) (別表第7)
- (8) 保育職俸給表 (別表第7の2)
- (9) 特別職俸給表 (別表第8)

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、学長が定める。

4 職員の職務の級は、学長が定める基準に従い決定する。

(号俸の決定)

第7条 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、学長が定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、学長が定めるところにより決定する。
- 3 職員（特別職俸給表の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か、及び昇給させる場合の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員にあっては3号俸）とすることを標準として学長が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳（一般職俸給表（二）適用職員にあっては、57歳）を超える職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 前5項に定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（昇給の時期）

第8条 前条第3項から第5項までの規定による昇給の時期は、1月1日とする。

第9条 削除

（給与の計算期間）

第10条 給与の計算期間（賞与を除く。）は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給日）

第11条 基本給及び諸手当の支給日は、毎月1回、その月の17日とし、その月の基本給及び諸手当の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日（15日が国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第7条第1項第3号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たる

ときは、18日)

(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日 (16日が休日に当たるときは、15日)

(3) 17日が休日に当たるとき 18日

2 学長は、特別の事情により必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額半額ずつを支給することができる。

(非常時払い)

第12条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前条第1項の規定による俸給の支給日前であっても、既往の労働に対する俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第13条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月分の俸給の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額はその月の現日数から勤務時間規程第7条第1項の規定による休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(俸給の調整額)

第14条 学長は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、俸給月額につき俸給の調整額を支給する。

2 俸給の調整額は、俸給月額の100分の25を超えてはならない。

(教職調整額)

第15条 学長は、本学の附属学校に勤務する職員であって教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受けるもののうち、その属する職務の級が1級、2級又は特2級である者に対し、その者の俸給月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項に規定する月額は、学長が定めるところにより、第27条第1項に規定する

超過勤務手当相当額を含むものとする。

第2節 諸手当

(俸給の特別調整額)

第16条 学長は、管理又は監督の地位にある職員のうち学長が定める職員について、その特殊性に基づき、俸給の特別調整額を支給する。ただし、特別職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 俸給の特別調整額の月額、別表第9に掲げる職名区分に応じた支給額とする。ただし、職員が複数の職名区分に該当する場合は、その職名区分のうち最も高い支給額を支給する。

3 俸給の特別調整額は、第27条第1項本文括弧書きの規定による勤務に対する超過勤務手当相当額を含むものとする。

4 学長が指定する監査室長、課長及び専任課長については、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、適用区分を「三種」とすることができる。

(組織業務調整手当)

第16条の2 職員就業規則第12条の2第1項に規定する管理職以外の職に配置換を命じられた職員であって、組織横断的な調整業務を専任で行う者として学長から指名された職員に対し、組織業務調整手当として月額45,000円を支給する。

(初任給調整手当)

第17条 一般職俸給表(一)、教育職俸給表(一)及び教育職俸給表(二)の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で学長が定めるものに新たに採用された職員には、月額51,100円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、別表第10に掲げる期間の区分に応じて採用の日(採用後学長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を

受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び特別職俸給表の適用を受け
る職員（以下「般（一）9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてそ
の職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下
同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500
円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、
教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医
療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「
般（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する
扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円と
する。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達
する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子が
いる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間
にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した
額とする。

第19条 新たに職員となった者に扶養親族（般（一）9級以上職員等にあつては、
扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員等から般（一）9
級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合
又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員
は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（般（一）9級以
上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある
場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第

2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般（一）9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（般（一）9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、般（一）9 級以上職員等から般（一）9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（般（一）9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、般（一）9 級以上職員等以外の職員から般（一）9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（般（一）9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事項の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（般（一）9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養

親族たる要件を欠くに至った場合

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある般(一)9級以上職員等が般(一)9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある般(一)8級職員等が般(一)8級職員等及び般(一)9級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で般(一)9級以上職員等以外のものが般(一)9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で般(一)8級職員等及び般(一)9級以上職員等以外のものが般(一)8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して次項に定める地域に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額、基本給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる地域に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 文京区 100分の18

3 前項に掲げる地域に勤務していた職員がその勤務する地域を異にして異動した場合(当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として学長が定める場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する地域が前項に掲げる地域に該当しなくなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、基本給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員であった者、検察官であった者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、本学以外の国立大学法人の職員、特別職に属する国家公務員又は地方公務員その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち学長が定めるものを使用される者(以下「行政執行法人の職員等」という。)であった者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長が定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第20条の2 職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合において、当該異動につき異動の前日に職員が在勤していた事業所の所在地及び当該職員の住居から当該異動の直後に当該職員が在勤する事業所の所在地までの最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した距離がいずれも60km以上であるとき（当該住居と事業所との間が60km未満である場合であって通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60km以上である場合に相当すると学長が認める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、基本給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた事業所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として学長が定める場合は、この限りでない。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合には、広域異動手当は支給しない。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、特別職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他学長が定める職員を除く。）
- (2) 第23条（単身赴任手当）第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他学長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして学長が定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で学長が定めるもの（以下「自動車等」

という。)を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、学長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員 7,000円

ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30km以上35km未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35km以上40km未満である職員 21,600円

リ	使用距離が片道40km以上45km未満である職員	24,400円
ヌ	使用距離が片道45km以上50km未満である職員	26,200円
ル	使用距離が片道50km以上55km未満である職員	28,000円
ヲ	使用距離が片道55km以上60km未満である職員	29,800円
ワ	使用距離が片道60km以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して学長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実状に変更を生ずることとなった職員で学長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして学長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が学長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して学長が定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、学長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新

幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

4 前項の規定は、行政執行法人の職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして学長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が学長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して学長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の学長が定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他学長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して学長が定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として学長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

（単身赴任手当）

第23条 事業所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の学長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して学長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して学長が定める職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して学長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて別表第11に定める額を加算した額）とする。

3 行政執行法人の職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他学長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して学長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して学長が定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第24条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 衛生管理者手当
- (2) 産業医手当
- (3) 作業主任者手当
- (4) 高所作業手当
- (5) 異常圧力内作業手当
- (6) 教員特殊業務手当
- (7) 教育実習等指導手当
- (8) 教育業務連絡指導手当
- (9) 講演会講師等手当

3 前項に規定する特殊勤務手当(第6号及び第9号を除く。)に係る特殊業務に、勤務時間規程第5条に規定する所定勤務時間を超え、又は同規程第7条に規定する休日等に従事することとなった場合に支払われる超過勤務手当は、第30条の規定にかかわらず、勤務1時間当たりの給与額を算定する場合は、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

4 衛生管理者手当、産業医手当及び作業主任者手当は、国立大学法人お茶の水女子大学安全衛生管理規則第8条、第12条及び第13条に定める衛生管理者、産業医及び作業主任者(以下「安全衛生管理者等」という。)に選任され、同条に定める

業務を遂行した者に支給するものとし、手当の額は、1月につき、次の表に掲げる職種区分に応じて定める額とする。

職種区分	手当額
衛生管理者	2,000円
産業医	8,000円
作業主任者	1,000円

- 5 講演会講師等手当は、役員、副学長又は副学長（事務総括）から依頼を受けて、本学が関係する講演会又は講義等において講師等として業務を遂行した者に支給することができるものとし、手当の額は、1時間当たり10,000円とする。ただし、その講演会又は講義等における業務内容や形態等により、これにより難しいときは、学長がその額を増額し、又は減額することができる。

（入試業務手当）

第24条の2 入試業務手当は、教授、准教授、講師、助教、助手及び附属高等学校教員が大学の入学試験業務に従事した場合に支給する。

- 2 入試業務手当の額については、学長が別に定める。

（学長補佐手当）

第24条の3 学長補佐のうち、学長補佐手当の支給対象として学長が指定する業務を担当する学長補佐に、学長補佐手当を支給する。

- 2 学長補佐手当の月額は、20,000円とする。

- 3 前項の額は、業務遂行の困難度等に応じ、月額30,000円を超えない範囲内で学長が増額し、又は減額することができる。

（義務教育等教員特別手当）

第25条 本学の附属学校に勤務する教員（副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。）には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸の別に応じて、学長が定める。

（主幹教諭手当）

第25条の2 本学の附属学校に勤務する職員であって教育職俸給表（二）及び教育職俸給表（三）の適用を受けるもののうち、その属する職務の級が2級である主幹教諭に対し、主幹教諭手当として月額30,000円を支給する。

（附属幼稚園等特別手当）

第25条の3 本学の附属幼稚園に勤務する副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、

栄養教諭、保育所に勤務する主任保育士及び保育士には、附属幼稚園等特別手当を支給する。

2 附属幼稚園等特別手当の額は、学長が別に定める。

(給与の減額)

第26条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第7条に規定する休日（同規程第8条の規定により休日を振り替えた職員にあっては、当該振り替えた後の休日）である場合、同規程第20条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第27条 勤務時間規程第5条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 次号以外の日における勤務 100分の125

(2) 勤務時間規程第7条の規定による休日の勤務 100分の135

2 勤務時間規程第5条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定勤務時間を超えてした勤務（勤務時間規程第7条第1項第2号の規定による休日の勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第28条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として

支給する。

(端数計算)

第29条 第26条(給与の減額)に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第27条(超過勤務手当)及び前条(夜勤手当)の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第30条 第26条から第28条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額、俸給の特別調整額、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(日直手当)

第31条 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、学長が定めた額を日直手当として支給する。

2 前項の勤務は第27条(超過勤務手当)から第28条(夜勤手当)までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 第16条(俸給の特別調整額)第1項の規定に基づき俸給の特別調整額の支給を受ける職員のうち学長が定める職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第7条の規定に基づく休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第16条(俸給の特別調整額)第1項の規定に基づき俸給の特別調整額の支給を受ける職員のうち学長が定める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、別表第12に定める額とする。

第3節 賞与

(期末手当)

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(懲戒解雇を除く。)した職員(第41条第7項の規定の適用を受ける職員及び学長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び第36条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、別表第13の適用を受ける職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(別表第14の適用を受ける職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては、その額に俸給の月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を基礎として、100分の122.5を乗じて得た額(特定管理職員にあっては100分の102.5を乗じて得た額、特別職俸給表の適用を受ける職員にあっては100分の65を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第15に定める割合を乗じて得た額とする。

3 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は学長が定める。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第35条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第16条の規定により当然解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、学長が定めた期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、別表第16に定める割合及び勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（懲戒解雇を除く。）した職員（学長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、学長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、学長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職（懲戒解雇を除く。）した職員にあつては、退職した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 特別職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第33条（期末手当）第2項の「役職段階別加算額」の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

5 第34条及び第35条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条（勤勉手当）第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条（勤勉手当）第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する学長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第37条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、基準日に在職する職員に対して、基準日が6月1日にあつては6月30日に、12月1日にあつては12月10日に支給する。

ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

第38条 削除

第3章 給与の特例

(特定の職員についての適用除外)

第39条 第27条(第1項本文括弧書きの規定による勤務にかかるものを除く。)及び第28条までの規定は、第16条に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける職員には適用しない。

2 年俸制適用職員については、別に定める。

(給与の支給方法)

第40条 基本給、諸手当及び賞与の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(休職者の給与)

第41条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第22条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償等及び労災保険法第14条による休業補償給付等を受ける者については当該休業補償等及び休業補償給付等を受ける額に相当する額を除いた額)を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第22条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する教職員が結核性疾患となり休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第22条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第22条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第22条に基づく学長が定める場合のいずれかに該当して休

職にされたときは、その休職の期間中、学長の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 職員就業規則第22条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第33条（期末手当）第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職（懲戒解雇を除く。）したときは、同項の規定により学長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、学長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第41条第7項」と読み替えるものとする。

（俸給の半減）

第42条 第26条（給与の減額）の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（学長が定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

（勤務しない期間の範囲）

第42条の2 前条の勤務しない期間には、病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は前条に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の勤務時間規程第7条に規定する休日、休日の振替日及びその他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等その他の日を除く。）が含まれるものとする。

- (1) 生理日の就業が著しく困難な場合
- (2) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- (3) 国立大学法人お茶の水女子大学安全衛生管理規則第27条の規定により同規則

別表第2に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同規則第28条第1項の事後措置を受けた場合

2 前項のその他の勤務しない日には、勤務時間規程第21条に規定する年次有給休暇(第4項において同じ。)又は同規程第28条に規定する特別休暇(第4項において同じ。)を使用した日等が含まれるものとする。

3 第1項の生理休暇等その他の日は、次に掲げる日とする。

(1) 生理休暇等の日

(2) 生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の勤務時間規程第7条に規定する休日、休日の振替日及びその他のこの条に規定する病気休暇等の日以外の勤務しない日

(3) 1日の勤務時間の一部に勤務時間規程第25条第4項に規定する育児時間等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日

4 前項第2号の病気休暇等の日以外の勤務しない日には、年次有給休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。

(俸給の半額を減ずる日)

第42条の3 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、俸給の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

3 前2項の規定の適用については、次に掲げる期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(1) 生理休暇等の期間(生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の勤務時間規程第7条に規定する休日、休日の振替日その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。)

(2) 引き続き勤務しない期間が5日以上の期間（当該期間における勤務時間規程第7条に規定する休日及び休日の振替日以外の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる職員（本項の規定により勤務しない期間が引き続いていないものとされる職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から勤務時間規程第25条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

4 前項第2号の引き続き勤務しないには、同項第1号に該当して前項の規定により勤務しない期間が引き続いていないものとされる場合は含まれないものとする。
（育児休業中の給与）

第43条 国立大学法人お茶の水女子大学育児休業等規程（この条において「育児休業規程」という。）第3条第1項に規定する育児休業の承認を受けている職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

2 第33条（期末手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（学長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第36条（勤勉手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が定めるところにより、俸給月額を調整することができる。

5 職員が、育児休業規程第17条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第26条（給与の減額）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業中の給与）

第44条 国立大学法人お茶の水女子大学介護休業等規程（この条において「介護休業規程」という。）第3条第1項に規定する介護休業の承認を受けている職員（この条において「介護休業職員」という。）のうち、1日単位での介護休業をする職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第33条（期末手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（学長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第36条（勤勉手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が定めるところにより、俸給月額を調整することができる。
- 5 介護休業職員のうち、1時間単位での介護休業をする職員又は介護休業規程第11条第1項に規定する介護時間をする職員には、第26条（給与の減額）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（配偶者同行休業中の給与）

第45条 国立大学法人お茶の水女子大学配偶者同行休業規程第4条に規定する配偶者同行休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が定めるところにより、俸給月額を調整することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、当分の間は給与法及び人事院規則等に準じて取り扱うこととする。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 施行日において適用される俸給表（以下「新俸給表」という。）及び新俸給表における職務の級は、この施行日の前日における給与法適用時における俸給表（以下「旧俸給表」という。）及び旧俸給表における職務の級を、別表第17により切り替えて決定する。
 - (2) 施行日の前日における旧俸給表の職務の級に在級した期間は、施行日におい

て適用される職務の級に在級した期間に通算する。

- (3) 施行日において適用される号俸又は俸給月額（以下「号俸等」という。）は、旧俸給表における号俸と同じ俸給月額の新俸給表における号俸（旧俸給表における職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の俸給月額）とする。
- (4) 施行日の前日における号俸等を受けていた期間（当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）は、施行日において適用される号俸等を受ける期間に通算する。
- (5) 施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の判定は、施行日の前日における号俸等を受けた日以後の期間（当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）について行うものとする。
- (6) 施行日の前日において、給与法の規定に基づき扶養手当、通勤手当、住居手当又は単身赴任手当（以下この項において「諸手当」という。）を支給されていた職員にあっては、当該支給に係る諸手当の届出及び認定をもって、施行日において、この規程に基づく届出及び認定がなされたものとみなす。
- (7) 平成16年6月1日を基準日とする期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給にあっては、平成15年12月2日以降の給与法の適用を受けていた期間を、この規程による在職期間又は勤務期間に通算する。
- (8) 施行日の前日において給与法第23条の規定により給与を支給されていた職員が、施行日において引き続き第41条の規定により給与を支給されることとなる場合にあっては、施行日の前日まで引き続いた休職の期間は、同条に規定する休職の期間に通算する。
- (9) 施行日の前日において病気休暇を承認されていた職員が、引き続き施行日において同一傷病等又は同一傷病等に起因すると認められる疾病（業務上又は通勤によるものを除く。）のため勤務時間規程第25条により病気休暇を承認された場合にあっては、施行日の前日における病気休暇の期間は、第42条に規定する勤務しない期間に通算する。

附 則（平成16年10月27日）

この規程は、平成16年10月27日から施行する。

附 則（平成16年10月28日）

この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月16日）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年2月22日）

- 1 この規程は、平成18年2月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用日の前日に在職し、引き続き適用日以後も在職する外国人教師については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に改正前の別表第9の「学部長」及び「会計課長」の区分により俸給の特別調整額を受けていた職員で、引き続き改正後の別表第9の「学部長」及び「チームリーダー」の区分により俸給の特別調整額を受けることとなる職員の同表の適用については、適用区分をそれぞれ「四種」を「三種」と読み替えて俸給の特別調整額を支給する。

- 3 平成20年3月31日までの間においては、第20条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則（平成19年3月27日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月2日）

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成20年1月28日）

この規程は、平成20年1月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第20条第2項の改正規定は平成20年4月1日から、第36条第2項の改正規定は平成19年11月30日から適用する。

附 則（平成20年3月3日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、平成20年3月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年 2 月 2 日）

- 1 この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に改正前の別表第 9 の適用を受けていた職員のうち、引き続き改正後の同表の同一の職名の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給の特別調整額が施行日の前日において受けていた俸給の特別調整額に達しないこととなる職員については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成21年 3 月 26 日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 23 日）

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 23 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。ただし、第 20 条第 2 項第 1 号の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 33 条第 2 項及び第 3 項並びに第 36 条第 2 項の規定の適用については、第 33 条第 2 項中「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 125、」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、同条第 3 項中「「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」」とあるのは「「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」」と、「「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」」とあるのは「「100 分の 110」とあるのは「100 分の 60」と、「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」」と、「「100 分の 75」とあるのは「100 分の 40」」とあるのは「「100 分の 70」とあるのは「100 分の 35」」と、第 36 条第 2 項第 1 号イ中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同号ロ中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 75」と、同項第 2 号イ中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」と、同号ロ中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。
- 3 附則第 1 項の規定にかかわらず、第 20 条の改正規定について、平成 21 年度においては、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。
- 4 附則第 2 項の改正規定については、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。

附 則（平成21年12月 7 日）

- 1 この規程は、平成21年12月 7 日から施行し、平成21年12月 1 日から適用する。ただし、第20条第 2 項第 1 号の改正規定は、平成21年 4 月 1 日から適用する。

2 平成18年4月1日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この規程の適用日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものを除く。） 100分の99.76

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 24 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
一般職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 68 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 44 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 12 号俸まで
教育職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職俸給表（三）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 44 号俸まで
医療職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 40 号俸まで

	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

(2) 特別職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

- 3 附則第 1 項の規定にかかわらず、第20条の改正規定について、平成21年度においては、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。
- 4 第33条及び第36条の改正規定については、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。

附 則（平成22年 3 月 26 日）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 6 月 23 日）

この規程は、平成22年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成22年11月24日）

改正 平成29年12月22日

- 1 この規程は、平成22年12月 1 日から施行する。
- 2 平成30年 3 月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項から第 4 項までにおいて「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第42条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第 5 項及び第 6 項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額か

ら当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第5項において「俸給月額減額基礎額」という。））

- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号において同じ。）において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第13の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額（別表第14の適用を受ける職員にあつては、その額に、俸給月額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第15に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第13の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額（別表第14の適用を受ける職員にあつては、その額に、俸給月額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第15に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第36条第4項において準用する別表第13の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額（別表第14の適用を受ける職員にあつては、その額に、俸給月額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項前段に

規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項において準用する別表第13の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額（別表第14の適用を受ける職員にあつては、その額に、俸給月額に同表に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(6) 第41条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第41条第1項 前各号に定める額

ロ 第41条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第41条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第41条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第41条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
教育職俸給表（二）	4級
教育職俸給表（三）	4級
医療職俸給表（一）	6級
医療職俸給表（二）	6級

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の前項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1

日後」とあるのは「同日後」とする。

- 4 第2項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第26条から第28条及び第43条から第44条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第30条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び準特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び準特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 6 附則第2項の規定が適用される間、第36条第2項第1号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975(別表第14の適用を受ける職員にあつては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(別表第14の適用を受ける職員にあつては、100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 平成18年4月1日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成21年12月7日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程(第1号において「平成21年改正規程」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- (1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.59
- (2) 特別職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

8 第33条及び第36条の改正規定については、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。

附 則（平成23年3月28日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第9の改正規定は、平成23年1月1日から適用する。
- 2 施行日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第7条第3項の規定により昇給した職員（同日における次に掲げる職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項及び次項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - (1) 平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における第7条第3項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員（調整対象昇給日から平成23年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に俸給表の適用を異にする異動（以下「俸給表異動」という。）をした職員を除く。）
 - (2) 調整対象昇給日の前年の昇給日後に採用された職員の昇給の号俸数（以下「期間割昇給号俸数」という。）と、調整対象昇給日の昇給抑制がないものとした場合の期間割昇給号俸数とが等しくなる職員（以下「期間割非抑制職員」という。）
 - (3) 特定期間に俸給表異動した職員であって、調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けることとなる職員又は期間割非抑制職員に該当することとなる職員
- 3 前項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして定める職員は、調整対象昇給日に第7条第3項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（新たに

職員となった日から調整日までの間に俸給表異動をした職員を除く。) で、号俸の決定過程において、採用日から調整年数を遡った日が平成21年11月1日(一般職(一)7級又は教育職(一)5級以上の職員(以下「特定職員」という。)にあっては、同年10月1日)前となるもの

(2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により辞職出向し、特定期間に人事交流等により引き続いて職員となった者のうち、号俸の決定過程において、再計算した場合に、調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でないこととなるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に俸給表異動をした職員を除く。)

(3) 特定期間に俸給表異動をした職員であって、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員及び号俸の決定過程において再計算した場合に、調整対象昇給日に昇給しないこととなる職員を除く。)

ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。)であって、新たに職員となった日から当該俸給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、号俸の決定過程において採用日から調整年数を遡った日が平成21年11月1日(特定職員にあっては、同年10月1日)前となる職員

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間又は育児休業をしていた期間がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、復職等の日又は同日後の最初の昇給日に復職時調整をした職員であって、当該復職時調整の号俸が、平成21年1月1日から平成21年9月30日までの期間に係る調整数について標準号俸数の号数等に1を加えた場合の復職時調整の号俸を下回ることとなるもの

4 施行日の前日において病気休暇を承認されていた職員が、引き続き施行日において同一傷病等又は同一傷病等に起因すると認められる疾病(業務上又は通勤によるものを除く。)のため勤務時間規程第25条により病気休暇を承認された場合

の第42条の適用については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 平成22年12月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975」とあるのは「100分の1.025」と、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.3125」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の87.5」とする。

附 則（平成23年6月21日）

この規程は、平成23年6月21日から施行する。

附 則（平成24年3月27日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月7日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程（第1号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程（以下「平成22年改正規程」という。）附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22年改正規程附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
 - (1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.1
 - (2) 特別職俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94
 - (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
- 3 平成24年4月1日において別に定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職俸給表の適用を受ける職員（以下第4項及び第5項において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職

員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第7条第3項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項、第4項及び第5項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては2号俸）上位の号俸とする。

4 平成25年4月1日において第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては2号俸）上位の号俸とする。

5 平成26年4月1日において第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年5月22日）

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第6条第2項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（平成22年改正規則附則第2項の規定による俸給を含み、当該職員が第42条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	特2級から4級	100分の7.77
教育職俸給表(三)	2級以下	100分の4.77
	特2級から4級	100分の7.77
医療職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
保育職俸給表	1級	100分の4.77
	2級	100分の7.77
特別職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 準特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する準特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (5) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (7) 第41条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 第41条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第41条第2項又は第3項 前項並びに第2号、第3号及び第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第41条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第41条第5項 前項並びに第2号、第3号及び第5号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第41条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、第26条から第28条まで並びに第43条第5項及び第44条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第30条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び準特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を毎年4月1

日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成22年改正規程附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号、第3号及び第5号から第7号まで並びに前項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号、第3号及び第5号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第5号」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ホ中「第5号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第5号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規程附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 第2項から第5項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 特例期間においては、第20条第2項第1号の適用は、「100分の15.5」とあるのは「100分の18」とする。

8 附則第1項の規定にかかわらず、附則第3項第5号及び第6号並びに前項の改正規定については、国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程に準用しない。

附 則（平成25年2月27日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月1日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に第16条第1項に規定する俸給の特別調整額を受けている副校長については、当分の間、同条第2項の規定により算出した額と、同条第2項の規定により算出した額と俸給月額に100分の15を乗じて得た額との差額を合算した額を支給する。
- 3 前項に規定する者については、第20条第2項から第3項、第20条の2第1項、第30条及び平成22年12月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第5項中、「俸給の特別調整額」とあるのは、前項により算出した合算額を「俸給の特別調整額」として適用する。

附 則（平成26年3月26日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に再雇用職員であって、引き続き施行日以後も再雇用職員として雇用される者及び平成26年4月1日に新たに再雇用職員として雇用される者については、改正後の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 平成22年12月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第6項中、「第36条第2項第1号イ」を「第36条第2項第1号」に、「同号イ」を「同号」に改める。

附 則（平成26年7月29日）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日）

- 1 この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第36条第2項の改正規定は平成26年12月1日から適用する。
- 2 平成26年4月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第2項の適用については、同規程による改正前の第36条第2項第2号イ中「100分の32.5」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の47.5」と、同号ロ中「100分の40」とあるのは「100分の50」とす

る。

- 3 平成23年4月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第5項の適用については、同項中「100分の1.025」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

附 則（平成27年3月25日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間における改正後の第23条第2項に規定する単身赴任手当の月額、26,000円とする。
- 3 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程（以下「平成22年改正規程」という。）附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22年改正規程同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 平成26年12月24日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第3項の適用については、同項中「100分の1.2375」とあるのは「100分の1.125」と、「100分の1.5375」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の82.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の95」とする。

附 則（平成28年2月19日）

- 1 この規程は、平成28年2月19日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の第20条2項の規定は平成28年1月1日から、改正後の第36条第2項の規定は平成27年12月1日から、改正後の別表第11は平成28年4月1日から適用する。

- 3 改正後の第20条第2項の規定の平成28年1月1日から平成29年3月31日までの間における適用については、同条同項中「100分の17.5」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間について、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替える。

期間	読み替える字句
平成28年1月1日から平成28年3月31日まで	100分の16
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の16.5

- 4 改正後の第36条第2項の規定の平成27年12月1日における適用については、同条同項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の90」とする。

- 5 国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程において第36条第2項の規定を準用するにあたっては、平成28年3月31日までの間は、改正後の同条同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 平成27年4月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から適用する。

附則第2項中、「平成30年3月31日まで」を「平成28年3月31日まで」に改める。

- 7 平成27年4月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第4項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の75」とあるのは「100分の80」と、「100分の95」とあるのは「100分の100」とし、平成27年12月1日から適用する。ただし、平成27年12月1日における同項の適用については、同項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の75」とあるのは「100分の85」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（平成28年4月25日）

この規程は、平成28年4月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月16日）

- 1 この規程は、平成28年12月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の第18条及び19条の規定は平成29年4月1日から適用し、第36条第2項の規定は平成28年12月1日から適用し、第44条第5項の規定は平成29年1月1日から適用する。
- 2 改正後の第36条第2項の規定の平成28年12月1日における適用については、同

条同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同条同項第2号中「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

- 3 平成28年2月19日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第7項中、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。ただし、平成28年12月1日における同項の適用は、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の80」とあるのは「100分の90」と、「100分の100」とあるのは「100分の110」とする。
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第18条第3項及び第19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員等から般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以

後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般

(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「扶養親族(般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般(一)9級以上職員等から般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、般(一)9級以上職員等以外の職員から般(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に

係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第18条第3項及び第19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「般（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員等から般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員等から般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、般（一）9級以上職員等以外の職員から般（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれ

か」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第18条第1項ただし書並びに第19条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第18条第3項及び第19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「般（一）8級職員等」とあるのは「般（一）8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員等から般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員等から般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、般（一）9級以上職員等以外の職員から般（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「般（一）8級職員等が般（一）8級職員等及び般（一）9級以上職員等」とあるのは「般（一）8級以上職員等が般（一）8級以上職員

等」と、同項第6号中「般(一)8級職員等及び般(一)9級以上職員等」とあるのは「般(一)8級以上職員等」と、「が般(一)8級職員等」とあるのは「が般(一)8級以上職員等」とする。

附 則（平成29年12月22日）抄

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の第36条第2項の規定は平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の第36条第2項の規定の平成29年12月1日における適用については、同条同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同条同項第2号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。
- 4 平成28年12月16日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第3項の規定の平成29年12月1日における適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.725」と、「100分の85」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」とする。
- 6 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成27年1月1日の第7条第3項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年3月30日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月26日）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日）

- 1 この規程は、平成30年12月21日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第2項及び第36条第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。

3 改正後の第33条第2項の規定の平成30年12月1日における適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の77.5」とする。

4 改正後の第36条第2項の規定の平成30年12月1日における適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の97.5」とあるのは「100分の100」とする。

附 則（平成31年3月29日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日）

この規程は、令和元年11月29日から施行する。

附 則（令和元年12月20日）

1 この規程は、令和元年12月20日から施行する。

2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第21条の規定は令和2年4月1日から適用し、第36条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

3 改正後の第36条第2項の規定の令和元年12月1日における適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、同項第2号中「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

附 則（令和2年1月31日）

1 この規程は、令和2年1月31日から施行する。

2 この規程の施行日の前日に在職し、引き続き施行日以後も在職する主幹教諭については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月30日）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、改正後の第33条第2項の規定の令和2年12月1日における適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

附 則（令和3年3月26日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第25条の3の改正規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年12月23日）

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の第36条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の第36条第2項の規定の令和4年12月1日における適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令和5年6月30日）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日）

- 1 この規程は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、前項の施行日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員について令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第2項及び第36条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の第33条第2項の規定の令和5年12月1日における適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」とする。
- 4 改正後の第36条第2項の規定の令和5年12月1日における適用については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

附 則（令和6年3月29日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、一般職俸給表(一)又は一般職俸給表(二)の適用を受ける職員の60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の俸給月額を、当該職員に適用される俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたとき

はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 3 前項の規定は、職員就業規則第12条の2第2項により、特定日以降引き続き管理職として勤務する職員には適用しない。
- 4 職員就業規則第12条の2の規定により配置換えされた職員であつて、当該配置換えされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員が附則第2項の規定により受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額」に読み替える。

別表第1(第6条第2項関係)
一般職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額									
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				

65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2(第6条第2項関係)
一般職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700

59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		

121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

備考

この表は、本学の附属小学校に勤務する調理師、その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第3(第6条第2項関係)
教育職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	269,900	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,400	323,400	378,300	419,400	504,100
47	272,900	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,200	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,400	325,600	382,800	423,600	509,400
50	275,900	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,400	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,000	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,500	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100

59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,300	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,800	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,500	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,300	336,800	404,800	438,500	531,400
66	285,900	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,700	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,400	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,800	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,700	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,400	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,900	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,800	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,700	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,500	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,300	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,200	351,600	416,900	453,100	
83	299,000	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,000	354,000	417,900	454,400	
86	300,800	354,600	418,300	454,800	
87	301,600	355,200	418,700	455,200	
88	302,400	355,800	419,100	455,500	
89	303,300	356,300	419,400	455,800	
90	303,900	356,700	419,800	456,100	
91	304,500	357,100	420,200	456,600	
92	305,100	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,300	358,300	421,200	457,500	
95	306,900	358,800	421,500	457,800	
96	307,500	359,200	421,800	458,100	
97	307,700	359,800	422,100	458,400	
98	308,200	360,300	422,500	458,900	
99	308,700	360,700	422,800	459,200	
100	309,200	361,200	423,100	459,500	
101	309,400	361,600	423,400	459,800	
102	309,800	362,100	423,800		
103	310,100	362,400	424,100		
104	310,600	362,800	424,400		
105	311,000	363,300	424,700		
106	311,300	363,700	425,000		
107	311,600	364,200	425,300		
108	311,900	364,700	425,600		
109	312,100	365,100	425,900		
110	312,500	365,600	426,200		
111	312,900	366,100	426,500		
112	313,300	366,500	426,800		
113	313,600	366,900	427,100		
114	314,000	367,300	427,400		
115	314,300	367,800	427,700		
116	314,600	368,200	428,000		
117	314,900	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			

121	316,300	370,200			
122	316,500	370,600			
123	316,800	371,100			
124	317,100	371,400			
125	317,400	371,800			
126	317,600	372,300			
127	317,900	372,800			
128	318,300	373,200			
129	318,600	373,600			
130	318,900	374,100			
131	319,300	374,600			
132	319,500	375,100			
133	319,700	375,600			
134	320,000	376,100			
135	320,300	376,600			
136	320,500	377,100			
137	320,800	377,600			
138	321,000	378,100			
139	321,300	378,600			
140	321,600	379,100			
141	321,900	379,600			
142	322,300				
143	322,700				
144	323,100				
145	323,300				
146	323,700				
147	324,000				
148	324,400				
149	324,600				
150	325,000				
151	325,300				
152	325,700				
153	325,900				
154	326,300				
155	326,700				
156	327,100				
157	327,300				

備考

この表は、本学の大学に勤務する教授、准教授、講師、助教その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第4(第6条第2項関係)
教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	177,200	219,700	277,300	337,700	418,400
2	178,700	221,400	279,600	339,700	420,400
3	180,300	222,900	281,900	341,700	422,400
4	181,800	224,400	284,100	343,700	424,100
5	183,400	226,100	286,300	345,700	425,600
6	185,300	227,500	288,500	347,300	427,300
7	187,100	228,800	290,700	348,900	429,100
8	189,000	230,200	292,700	350,400	430,900
9	190,700	231,700	294,500	351,900	432,300
10	192,800	233,400	296,800	353,900	434,200
11	194,800	235,100	299,000	355,900	436,100
12	196,800	236,700	301,000	357,800	437,900
13	198,800	238,200	302,900	359,600	439,600
14	201,000	240,200	304,600	361,600	441,400
15	203,200	242,100	306,300	363,500	443,100
16	205,400	244,000	307,900	365,200	444,900
17	207,400	245,600	309,400	366,800	446,700
18	209,500	248,100	311,400	368,600	448,600
19	211,700	250,600	313,400	370,400	450,500
20	213,600	253,100	315,400	372,200	452,400
21	215,700	255,300	317,100	373,500	454,000
22	217,300	257,700	319,400	375,400	455,700
23	218,800	260,000	321,500	377,100	457,600
24	220,300	262,200	323,900	378,800	459,300
25	221,800	264,400	325,900	380,200	461,000
26	223,000	266,600	328,100	382,000	462,600
27	224,200	269,000	330,200	383,800	464,200
28	225,500	271,100	332,200	385,700	465,700
29	226,900	273,300	334,100	387,500	467,100
30	228,400	275,600	335,600	389,300	468,400
31	230,000	277,800	337,000	391,200	469,700
32	231,400	279,900	338,700	393,100	471,000
33	232,800	281,900	340,200	394,900	472,100
34	234,500	284,200	342,100	396,500	472,800
35	236,300	286,400	344,200	398,000	473,500
36	237,800	288,400	346,100	399,600	474,200
37	239,200	290,400	347,900	401,000	474,800
38	240,700	292,100	349,800	402,400	
39	242,200	293,900	351,700	403,800	
40	243,700	295,600	353,600	405,100	
41	245,000	297,000	355,400	406,400	
42	246,300	299,000	357,300	407,800	
43	247,500	300,900	359,200	409,200	
44	248,600	302,900	361,100	410,600	
45	249,700	304,900	362,700	411,800	
46	250,900	307,000	364,500	413,300	
47	252,100	309,200	366,400	414,800	
48	253,100	311,400	368,200	416,300	
49	254,300	313,600	369,800	417,700	
50	255,600	315,900	371,600	419,400	
51	256,800	318,100	373,500	421,100	
52	258,100	320,200	375,500	422,700	
53	259,200	322,200	377,200	424,100	
54	260,400	323,700	379,100	425,700	
55	261,700	325,200	380,800	427,300	
56	262,700	326,700	382,500	428,900	
57	263,700	328,300	384,000	430,500	
58	264,400	330,300	385,600	432,000	

59	265,400	332,300	387,100	433,200	
60	266,400	334,200	388,700	434,400	
61	267,400	335,900	389,800	435,500	
62	268,200	337,900	391,300	436,900	
63	269,000	339,900	392,700	438,400	
64	269,800	341,800	394,200	439,700	
65	270,900	343,500	395,200	440,700	
66	272,200	345,500	396,400	442,000	
67	273,500	347,500	397,700	443,200	
68	274,800	349,500	399,000	444,400	
69	276,000	351,300	400,200	445,400	
70	277,100	353,200	401,700	446,600	
71	278,200	355,100	403,200	447,800	
72	279,300	357,000	404,500	449,000	
73	280,500	358,700	405,800	450,200	
74	281,500	360,600	407,200	450,700	
75	282,500	362,400	408,600	451,100	
76	283,400	364,300	409,900	451,500	
77	284,300	366,100	410,900	452,200	
78	285,300	367,800	412,100		
79	286,300	369,400	413,300		
80	287,300	371,000	414,700		
81	287,900	372,300	415,900		
82	289,100	373,900	417,100		
83	290,200	375,400	418,100		
84	291,300	376,800	419,300		
85	292,000	377,900	420,500		
86	293,100	379,300	421,600		
87	294,100	380,700	422,700		
88	295,100	382,000	423,700		
89	296,100	383,100	424,900		
90	297,200	384,400	426,200		
91	298,300	385,500	427,500		
92	299,300	386,700	429,000		
93	299,900	387,600	430,100		
94	300,800	388,900	431,100		
95	301,800	390,200	432,000		
96	302,900	391,500	432,900		
97	304,100	392,800	433,800		
98	305,200	393,800	434,100		
99	306,200	394,800	434,400		
100	307,200	395,800	434,600		
101	308,000	396,500	434,800		
102	309,100	397,500	435,100		
103	310,100	398,600	435,400		
104	311,100	399,700	435,600		
105	311,700	400,700	435,800		
106	312,500	401,500	436,100		
107	313,300	402,300	436,400		
108	314,000	403,100	436,600		
109	314,800	403,900	436,800		
110	315,000	404,800	437,100		
111	315,500	405,600	437,400		
112	316,100	406,400	437,600		
113	316,600	407,300	437,800		
114	317,100	408,000	438,100		
115	317,700	408,700	438,400		
116	318,200	409,400	438,600		
117	318,500	409,800	438,800		
118	319,000	410,400			
119	319,400	410,900			
120	319,900	411,400			

121	320,200	411,600			
122	320,800	411,900			
123	321,400	412,200			
124	322,000	412,400			
125	322,400	412,600			
126	322,700	412,900			
127	323,000	413,200			
128	323,200	413,400			
129	323,400	413,600			
130	323,700	413,900			
131	324,000	414,200			
132	324,300	414,400			
133	324,500	414,600			
134	324,700	414,900			
135	324,900	415,200			
136	325,300	415,400			
137	325,500	415,600			
138	325,700	415,900			
139	326,000	416,200			
140	326,300	416,400			
141	326,500	416,600			
142	326,700	416,900			
143	327,000	417,200			
144	327,200	417,400			
145	327,500	417,600			
146	327,700				
147	327,900				
148	328,100				
149	328,500				
150	328,700				
151	328,900				
152	329,200				
153	329,500				

備考

(一) この表は、本学の附属高等学校に勤務する副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務が3級で、かつ、副校長である職員の俸給月額、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第5(第6条第2項関係)
教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	177,200	193,400	275,500	303,200	408,500
2	178,700	195,500	277,800	305,800	410,100
3	180,300	197,600	280,100	308,600	411,700
4	181,800	199,800	282,200	311,000	413,200
5	183,400	201,900	284,500	313,300	414,200
6	185,300	204,100	286,600	315,400	415,600
7	187,100	206,300	288,800	317,500	417,000
8	189,000	208,500	290,900	319,600	418,400
9	190,700	210,500	292,700	321,600	419,700
10	192,800	212,900	295,200	323,800	421,200
11	194,800	215,200	297,600	326,100	422,700
12	196,800	217,400	299,800	328,400	424,100
13	198,800	219,700	301,800	330,600	425,600
14	201,000	221,400	303,800	332,400	426,900
15	203,200	222,900	305,700	334,200	428,200
16	205,400	224,400	307,600	335,900	429,500
17	207,400	226,100	309,300	337,700	430,800
18	209,500	227,500	311,400	339,700	432,100
19	211,700	228,800	313,400	341,700	433,300
20	213,600	230,200	315,700	343,700	434,600
21	215,700	231,700	317,700	345,700	435,700
22	217,300	233,400	319,800	347,300	436,900
23	218,800	235,100	321,800	348,900	438,300
24	220,300	236,700	323,900	350,400	439,600
25	221,800	238,200	325,900	351,900	440,900
26	223,000	240,200	328,100	353,700	442,100
27	224,200	242,100	330,200	355,400	443,100
28	225,500	244,000	332,200	357,100	444,200
29	226,800	245,600	334,100	358,700	445,200
30	228,300	248,100	335,600	360,300	446,000
31	229,800	250,600	337,000	361,900	446,800
32	231,300	253,100	338,700	363,400	447,700
33	232,600	255,300	340,200	364,700	448,600
34	234,200	257,700	342,100	366,200	449,100
35	235,900	260,000	344,200	367,700	449,600
36	237,300	262,200	345,900	369,400	450,100
37	238,600	264,400	347,600	371,000	450,600
38	240,000	266,600	349,300	372,600	
39	241,400	269,000	351,100	374,000	
40	242,800	271,100	352,700	375,500	
41	244,000	273,300	354,200	376,400	
42	245,300	275,600	355,900	377,800	
43	246,500	277,800	357,600	379,200	
44	247,800	279,900	359,200	380,700	
45	249,100	281,900	360,900	382,000	
46	250,400	284,200	362,600	383,700	
47	251,600	286,400	364,100	385,300	
48	252,700	288,400	365,600	386,900	
49	253,800	290,400	366,700	388,200	
50	255,100	292,100	368,200	389,700	
51	256,400	293,900	369,700	391,100	
52	257,400	295,600	371,200	392,400	
53	258,500	297,000	372,500	393,300	
54	259,900	299,000	374,000	394,700	
55	260,900	300,900	375,600	396,000	
56	261,900	302,900	377,000	397,000	
57	262,900	304,900	378,400	397,900	
58	263,900	307,000	379,800	399,000	

59	264,900	309,200	381,100	400,100	
60	265,900	311,400	382,400	401,300	
61	266,700	313,600	383,200	402,300	
62	267,400	315,900	384,400	403,500	
63	268,100	318,100	385,600	404,800	
64	268,700	320,200	386,700	406,000	
65	269,500	322,200	387,400	407,400	
66	270,700	323,700	388,400	408,600	
67	271,800	325,200	389,400	409,700	
68	272,900	326,700	390,400	410,800	
69	274,200	328,300	391,400	411,800	
70	275,600	330,300	392,500	412,900	
71	276,800	332,300	393,600	414,000	
72	278,000	334,200	394,700	415,100	
73	278,800	335,800	395,900	416,000	
74	279,700	337,800	397,000	416,800	
75	280,700	339,700	398,000	417,500	
76	281,700	341,600	399,000	418,000	
77	282,600	343,400	399,700	418,300	
78	283,600	345,200	400,600	418,800	
79	284,700	346,900	401,600	419,300	
80	285,500	348,600	402,700	419,800	
81	286,200	350,400	403,600	420,000	
82	287,000	352,200	404,300	420,300	
83	287,800	353,700	405,000	420,700	
84	288,600	355,400	405,700	420,900	
85	289,500	356,600	406,500	421,200	
86	290,300	358,200	407,300	421,600	
87	291,000	359,700	408,100	422,000	
88	291,800	361,200	408,800	422,300	
89	292,700	362,500	409,300	422,700	
90	293,600	363,800	410,000	423,000	
91	294,500	365,100	410,500	423,300	
92	295,200	366,500	411,200	423,500	
93	295,500	367,900	411,700	423,700	
94	296,200	369,200	412,000		
95	296,900	370,400	412,300		
96	297,600	371,500	412,500		
97	298,300	372,300	412,700		
98	299,100	373,400	413,000		
99	299,900	374,500	413,300		
100	300,600	375,500	413,800		
101	301,300	376,000	414,200		
102	301,700	376,900	414,500		
103	302,100	377,700	414,800		
104	302,500	378,500	415,000		
105	302,700	379,400	415,200		
106	303,000	380,400	415,500		
107	303,300	381,300	415,800		
108	303,500	382,200	416,000		
109	303,700	383,200	416,200		
110	303,900	384,100	416,500		
111	304,100	384,900	416,800		
112	304,400	385,700	417,000		
113	304,700	386,400	417,200		
114	304,900	387,400	417,500		
115	305,100	388,400	417,800		
116	305,400	389,400	418,000		
117	305,800	390,200	418,200		
118	306,000	390,800			
119	306,300	391,500			
120	306,600	392,200			

121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,500			
126		396,300			
127		396,900			
128		397,600			
129		398,300			
130		398,800			
131		399,200			
132		399,600			
133		400,100			
134		400,400			
135		400,700			
136		401,000			
137		401,300			
138		401,600			
139		401,900			
140		402,200			
141		402,500			
142		402,800			
143		403,100			
144		403,400			
145		403,600			
146		403,900			
147		404,200			
148		404,400			
149		404,600			
150		404,900			
151		405,200			
152		405,400			
153		405,600			
154		405,900			
155		406,200			
156		406,400			
157		406,600			

備考

(一) この表は、本学の附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校に勤務する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうちその職務が3級で、かつ、副校長又は副園長である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第6(第6条第2項関係)
医療職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	俸給月額							
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		

59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					

備考

この表は、本学の附属小学校に勤務する栄養士その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第7(第6条第2項関係)
医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	

59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				

121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

備考

この表は、保健管理センターに勤務する看護師その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第7の2(第6条第2項関係)
保育職俸給表

職務の級	1 級	2 級
号俸	俸給月額	俸給月額
1	185,700	234,500
2	187,000	236,300
3	188,200	238,200
4	189,500	240,000
5	190,400	241,800
6	192,000	243,600
7	193,500	245,300
8	194,900	246,700
9	196,100	248,500
10	197,600	250,100
11	199,000	251,400
12	200,500	252,700
13	202,000	254,100
14	203,300	255,400
15	204,800	256,800
16	206,200	258,000
17	207,600	259,300
18	209,000	260,600
19	210,400	261,700
20	211,500	262,800
21	212,600	263,500
22	214,300	264,700
23	215,900	265,900
24	217,400	267,100
25	219,100	268,300
26	220,600	270,000
27	222,000	271,600
28	223,500	273,200
29	225,300	274,600
30	226,500	275,900
31	228,000	277,000
32	229,200	278,400
33	230,300	279,600
34	231,700	280,600
35	232,900	281,900
36	234,000	282,900
37	235,000	284,000
38	236,200	285,200
39	237,400	286,300
40	238,400	287,400
41	239,400	288,600
42	240,100	290,000
43	240,900	291,500
44	241,800	292,900
45	242,500	294,400
46	243,300	295,800
47	244,300	297,300
48	245,000	298,800
49	245,700	300,300
50	246,600	301,500
51	247,600	302,800
52	248,400	304,100
53	248,800	305,200
54	249,900	306,300
55	250,500	307,500
56	251,100	308,500
57	251,800	309,800
58	252,600	311,200

59	253,300	312,500
60	253,900	313,900
61	254,600	315,100
62	255,100	316,500
63	255,600	317,800
64	256,200	319,300
65	256,800	320,400
66	257,600	321,700
67	258,600	322,800
68	259,300	324,000
69	260,200	324,700
70	261,200	325,900
71	262,000	327,100
72	262,700	328,400
73	263,300	329,800
74	264,200	330,500
75	265,100	331,100
76	265,800	331,800
77	266,500	332,500
78	267,500	333,200
79	268,400	333,900
80	269,100	334,500
81	269,800	334,800
82	270,300	335,100
83	271,000	335,700
84	271,600	336,100
85	272,200	336,400
86	273,100	336,700
87	273,800	337,000
88	274,500	337,300
89	275,100	337,700
90	275,900	338,200
91	276,700	338,500
92	277,500	338,700
93	277,900	339,200
94	278,400	339,600
95	278,900	339,800
96	279,700	340,300
97	280,400	340,700
98	281,100	341,100
99	281,900	341,500
100	282,600	341,800
101	283,000	342,000
102	283,600	342,400
103	284,000	342,700
104	284,400	343,000
105	284,600	343,400
106	284,800	343,600
107	285,100	343,900
108	285,400	344,400
109	285,800	344,800
110	286,100	345,100
111	286,400	345,500
112	286,600	345,800
113	286,900	346,100
114	287,200	346,600
115	287,500	346,900
116	288,000	347,100
117	288,300	347,300
118	288,600	347,600
119	289,000	348,000
120	289,400	348,400

121	289,600	348,700
122	289,900	
123	290,300	
124	290,600	
125	290,800	
126	291,100	
127	291,500	
128	292,000	
129	292,200	
130	292,600	
131	293,000	
132	293,300	
133	293,500	
134	293,800	
135	294,300	
136	294,600	
137	294,800	
138	295,100	
139	295,400	
140	295,700	
141	295,900	
142	296,200	
143	296,400	
144	296,700	
145	297,100	
146	297,300	
147	297,600	
148	297,900	
149	298,300	
150	298,500	
151	298,800	
152	299,000	
153	299,300	

備考

この表は、本学の保育所に勤務する主任保育士及び保育士に適用する。

別表第8(第6条第2項関係)

特別職俸給表

号俸	俸給月額
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考

この表は、学長が定めるものに適用する。

別表第9(第16条第2項関係)

職名区分		適用区分	支給額
副学長		一 種	130,000円
研究科長		三 種	85,000円
副理事		四 種	70,000円
学部長		四 種	65,000円
基幹研究院人文科学系長、人間科学系長及び自然科学系長		四 種	65,000円
評議員		四 種	60,000円
附属学校	部 長	四 種	65,000円
	校 長	四 種	65,000円
	副校長	四 種	52,000円
こども園長		四 種	65,000円
事務組織	副学長(事務総括)	一 種	130,000円
	理事補佐	二 種	80,000円
	学長が指定する監査室長、課長及び専任課長	三 種	65,000円
	監査室長、課長、専任課長、学長が指定する危機管理総括職	四 種	50,000円

別表第10(第17条第1項関係)

期間の区分	手当の額
1年未満	51,100円
1年以上 2年未満	51,100円
2年以上 3年未満	51,100円
3年以上 4年未満	51,100円
4年以上 5年未満	51,100円
5年以上 6年未満	51,100円
6年以上 7年未満	49,300円
7年以上 8年未満	47,500円
8年以上 9年未満	45,700円
9年以上 10年未満	43,900円
10年以上 11年未満	42,100円
11年以上 12年未満	40,300円
12年以上 13年未満	38,500円
13年以上 14年未満	36,700円
14年以上 15年未満	35,300円
15年以上 16年未満	33,900円
16年以上 17年未満	32,500円
17年以上 18年未満	31,100円
18年以上 19年未満	29,700円
19年以上 20年未満	28,300円
20年以上 21年未満	26,900円
21年以上 22年未満	26,300円
22年以上 23年未満	25,700円
23年以上 24年未満	24,700円
24年以上 25年未満	24,100円
25年以上 26年未満	23,500円
26年以上 27年未満	22,900円
27年以上 28年未満	22,300円
28年以上 29年未満	21,500円
29年以上 30年未満	21,200円
30年以上 31年未満	20,800円
31年以上 32年未満	20,200円
32年以上 33年未満	19,300円
33年以上 34年未満	18,400円
34年以上 35年未満	17,700円

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第11(第23条第2項関係)

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

別表第12(第32条第2項関係)

区 分		支給額(実働時間が6時間を超える勤務)	
第1項	特別職俸給表適用職員	18,000円 (27,000円)	
	俸給の特別調整額適用職員	I種適用者	12,000円 (18,000円)
		II種適用者	10,000円 (15,000円)
		III種適用者	8,000円 (12,000円)
		IV種適用者	6,000円 (9,000円)
第2項	特別職俸給表適用職員	9,000円	
	俸給の特別調整額適用職員	I種適用者	6,000円
		II種適用者	5,000円
		III種適用者	4,300円
		IV種適用者	3,500円

別表第13(第33条第2項関係)

俸給表	職務の級又は号俸を受ける職員	加算割合
教育職俸給表	5級	100分の15(別に定める職員にあつては100分の20)
	4級・3級・特2級	100分の10(別に定める職員にあつては100分の15)
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5(経験年数30年以上の教諭にあつては100分の10)
一般職俸給表(一)	10級・9級・8級	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職俸給表(二)	5級	100分の10
	4級・3級(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職俸給表	3級・2級(別に定める職員に限る。)	100分の5
特別職俸給表	すべての号俸	100分の20

別表第14(第33条第2項関係)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級又は号俸を受ける職員	加算割合
教育職俸給表	I種	5級	100分の25
	II種		100分の15
	III種(別に定める職員に限る。)		100分の10
一般職俸給表(一)	I種	10級・9級・8級・7級	100分の25
	II種		100分の15
特別職俸給表		すべての号俸	100分の25

別表第15(第33条第2項関係)

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上 6箇月未満	100分の80
3箇月以上 5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

別表第16(第36条第1項関係)

勤務成績	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

別表第17(附則第3項第1号關係)

旧俸給表	新俸給表
行政職俸給表(一)	一般職俸給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職俸給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職俸給表(一)
教育職俸給表(二)	教育職俸給表(二)
教育職俸給表(三)	教育職俸給表(三)
医療職俸給表(二)	医療職俸給表(一)
医療職俸給表(三)	医療職俸給表(二)
指定職俸給表	特別職俸給表